

壮警町告示第45号

平成30年壮警町議会第2回定例会を、次のとおり招集する。

平成30年6月1日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

- 1 期 日 平成30年6月14日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件（予定）
 - （1）固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - （2）専決処分の承認を求めることについて
 - （3）平成30年度壮警町一般会計補正予算（第3号）について
 - （4）平成29年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - （5）平成29年度壮警町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - （6）平成29年度壮警町集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - （7）人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○応招議員（8名）

1番 佐藤 恣 君

3番 毛利 爾 君

5番 真鍋 盛 男 君

8番 長内 伸 一 君

2番 菊地 敏 法 君

4番 森 太 郎 君

6番 加藤 正 志 君

9番 松本 勉 君

○不応招議員（0名）

平成30年壮瞥町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年6月14日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 委員会の所管事務調査報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案第35号ないし議案第37号、報告第1号ないし報告第3号
及び諮問第1号

（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君	
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君	
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志	君
8番	長内	伸	一	君	9番	松本		勉	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君
会計	管理者				
		小松	正	明	君
税務	会計課長				
総務	課長（兼）	作田	宏	明	君
総務	課参事	上名	正	樹	君
住民	福祉課長	庵		匡	君
住民	福祉課参事	阿部	正	一	君
経済	建設課長	工藤	正	彦	君
経済	建設課				
		齊藤	英	俊	君
参事	（兼）				
生涯	学習課長	齋藤	誠	士	君
選管	書記長（兼）	作田	宏	明	君
農委	事務局長（兼）	齊藤	英	俊	君
監委	事務局長（兼）	小林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長（兼）	小林	一	也	君
-----	------	----	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 30 年壮瞥町議会第 2 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
2 番 菊地敏法君 3 番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 15 日までの 2 日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 6 月 15 日までの 2 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
議会一般、経済常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、
各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等の報告につきましては、お手
元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案 3 件、報告 3 件、諮問 1 件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎委員会の所管事務調査報告

○議長（松本 勉君） 日程第 4、委員会の所管事務調査報告を行います。

経済常任委員会委員長に調査結果の報告を求めます。

真鍋経済常任委員会委員長。

○経済常任委員会委員長（真鍋盛男君） 経済常任委員会では、3月6日、所管事務調査を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告いたします。

調査事項、地方交付税について、調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、担当参事より説明を受け、質疑を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、地方交付税の算定方法など資料をもとに概要の説明を受け、本町における地方交付税は一般会計歳入の40%以上を占める大きな収入であり、平成27年度までは当初算出額より多く交付されていたが、28年度からはおおむね当初算出額どおりの交付となっており、今後は人口減による交付税額の減少も見込まれるなど、厳しい財政運営が続くことについて理解を深めました。

以上で経済常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（松本 勉君） ただいま報告のありました経済常任委員会からの所管事務調査結果について質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて委員会の所管事務調査報告を終結いたします。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第 5、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成30年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付してありますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。5月25日、室蘭地方総合開発期成会として胆振総合振興局室蘭開発建設部に対し、平成31年度の国費等の要望を行いました。本町といたしましては、地すべり対策の推進、国道453号の整備促進、道道洞爺湖登別線、有珠山外環状線の整備促進、町道上立香第2線の道道昇格要望、その後開発建設部と期成会、室蘭地区トラック協会との合同意見交換会を行いました。なお、当日は、長内副議長にもご同行をいただいております。

次に、室蘭港フェリー航路誘致促進期成会についてご報告申し上げます。5月25日に室

蘭港フェリー航路誘致促進期成会総会が開催され、室蘭市と岩手県宮古市を結ぶフェリー航路が6月22日に就航する旨の報告がありました。期成会については、平成20年11月に室蘭港フェリー撤退と同時に設立され、活動から約10年の時を経て就航の運びとなり、大変喜ばしいものと思っております。総会において会長である室蘭市長からフェリー航路の活用や将来展望について、ようてい・西いぶり連携会議や洞爺湖登別広域観光圏、胆振総合振興局と協力して利用促進を図ってまいりたいとのことであり、今後とも3市3町の協力連携をお願いされたところでもあります。当町としても、宮蘭航路フェリー就航を機に各圏域との地域間交流や物流が促進されることを望んでおります。

以上、平成30年第1回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 平成30年第2回定例会に当たり、一般質問を通告書に基づき行います。

質問事項として、壮瞥町は平成28年3月に壮瞥町地域防災計画を策定しましたが、その後の取り組み状況について確認し、今後も起こり得るであろう災害発生時における行政、住民の望ましい取り組みを確認するため、以下9点について最初に質問いたします。

質問の要旨と質問事項。昔は、災害は忘れたころにやってくると言われていましたが、昨今は毎年のように災害が発生しています。この状況に対応するために、平成28年3月に壮瞥町防災会議名で壮瞥町地域防災計画を策定、2年が経過しました。この計画は、行政の立場で住民の生命、財産を守ることを第一義として各種防災に対する取り組みが示されておりますが、その反面住民がみずからの身の安全はみずから守ることを基本にしています。この基本事項達成のために、行政は住民に対してどのような働きかけをし、また取り組んできたかについて質問いたします。

1点目、防災に対する住民の責務について現在までどのような働きかけをしてきたか。働きかけた事例とその成果について。

2点目、災害発生時の要配慮者、避難行動要支援者をどのように把握しているか。

3点目、災害発生時に備えて、町は避難行動要支援者の把握を求められているが、壮瞥町は壮瞥温泉地区と滝之町地区を避難訓練実施地区に指定しているが、それぞれの地区の避難行動要支援者をどのように把握しているか。

4点目、平成30年3月の強風と長時間の停電時、町の取り組み内容、地域と密接な関係を持つ民生委員、社会福祉協議会、自治会はどのような働きをしたか。

5 点目、自主防災組織の結成と活動を計画しているが、その結成についてどのような働きかけをし、その成果、現況はどのように把握しているか。

6 点目、壮警町は毎年防災避難訓練を実施しているが、その成果、改善点等についてどのように把握しているか。

7 点目、防災避難訓練を平日に実施しているが、その理由は何か。土曜、日曜に実施すべきと考えるが、このことについての考え方は。

8 点目、平成 29 年度に行政組織改編が行われ、また 30 年度にも大幅な組織改編が行われたが、災害対策本部の組織、本部所掌事務組織の変更の取り組み状況はどこまで進んでいるか。

9 点目、平成 28 年 3 月に策定した壮警町地域防災計画をより実効性のあるものにするため、どのような考えを持って今後取り進めるかについて質問いたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1 番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

壮警町では、平成 29 年 4 月及び 9 月、平成 30 年 3 月に暴風及び大雨により大きな被害を受けております。最近は、異常気象の影響からゲリラ豪雨で一部地域での災害発生など、予測できないような災害が年に数度発生しております。

1 点目の防災に対する住民の責務について、これまでの働きかけの事例及び成果についてですが、壮警町地域防災計画において、町民はみずからの身の安全はみずからが守るといふ防災の基本に立ち、みずから災害に対する備蓄を行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動での参加や災害教訓の伝承に努めると明記し、地域防災計画策定後これまで広報で災害等に対する備えやみずから災害から身を守るために必要なことを周知してまいりました。また、広報以外でも防災講演会や防災訓練を実施しております。成果については、特に聞き取り等の検証は行っておりませんが、全国で多発する災害により多くのマスコミが各家庭での備え等について報道していることから、少なからずポータブルストーブや数日間の食料品などの備えは進んでいると思っております。

2 点目の災害発生時の要配慮者の把握についてですが、地域防災計画に基づき住民福祉課が把握している要介護状態や障害区分等の情報を加味して避難行動要支援者名簿を作成しているほか、道のマニュアルに準じて年に 1 回から 2 回程度更新し、避難支援に必要な情報の把握に努めております。また、3 点目の壮警温泉地区と滝之町地区の避難行動要支援者の把握についても前述の名簿を活用しております。

4 点目の平成 30 年 3 月の強風と長時間の停電時、町の取り組み内容、地域と密接な関係を持つ民生委員、社会福祉協議会、自治会などはどのような働きをしたかについてですが、当日は壮警町に 15 時 42 分に大雪警報が発令されました。ただし、暴風雪警報は発令されませんでした。大雪による吹きだまりにより国道では 100 台程度が立ち往生し、交通に多大な影響がありました。また、14 時 51 分に伊達市での暴風の影響により町内全域で停電が発生し、復旧までに 10 時間程度を要しております。そのような状況を踏まえ、町の取

り組みとして警報発令後すぐに会議を開催し、避難所2カ所の設置を決定、防災無線等で住民周知を行っております。また、特に降雪が多く、高齢者率の高い幡溪地区や独居高齢者の多い町営住宅については、町職員が戸別訪問し、安否確認や避難所開設の周知を行いました。今回のケースにおいてはご質問にあった民生委員や社会福祉協議会などの避難支援等関係者への情報提供や協力要請については行っておりません。自治会においては、自主防災組織を持つ自治会からみずから避難所開設及び運営をすとして、町が発電機の貸し出しを行いました。各世帯に自治会が聞き取り調査をしたところ避難する世帯がないことから、避難所を開設しませんでした。

5点目の自主防災組織の結成についての働きかけ、その成果、現状については、地域防災計画改訂前、改訂後に広報に掲載し、連合自治会の研修会でも資料配付等を行っております。しかしながら、自主防災組織を結成したのは1自治会にとどまっており、結成が進んでいないのが現状であり、それぞれの自治会の事情もあることを踏まえ考えなければならないものと認識しております。

6点目の防災避難訓練の成果と改善点等についてですが、成果として災害時に対応する職員が有珠山噴火の特徴を理解し、近年多発している大雨等の警報発令時に避難所開設がスムーズになっているものと考えており、また警察や自衛隊と連携して実施していることから、顔の見える関係が構築されていると思っております。次に、改善点であります。これまで避難誘導及び避難所対応等をメインに実施してはいたしましたが、噴火災害時に災害本部となる情報館を含めた訓練も必要ではないかと考えております。ただ、道の駅を併設していることから、繁忙期に訓練を実施することが難しいことから、実施時期を含め検討しなければならないものと考えております。

7点目の防災訓練実施日についてですが、訓練には多くの方に参加していただくことが望ましいものと思っておりますが、これまでは災害弱者となり得る子供たちに噴火災害の恐ろしさを理解してもらうことの必要性を考慮し、小学校等が参加できる平日に実施しております。また、ご質問にある土曜日、日曜日に実施すべきではとのことについては、これまで参加できなかった人が参加できるということは考えられますが、どのような視点で訓練を実施すべきかを考えてまいりたいと思っております。

8点目の組織改編に対する取り組み状況についてですが、地域防災計画で本部の所掌事務の組織変更は必要であります。その他5月30日より改正になった大雨警報の発令基準の変更や有珠山火山防災協議会で作成する避難計画の内容を盛り込むなどの改正が今後必要となってくることから、あわせて改正していきたいと考えております。また、本部所掌事務組織の変更は、旧体制を現体制に組みかえることであり、時間を要さないものと考え、他の改正時に対応する考えであります。

9点目の地域防災計画をより実効性のあるものにするため、どのような考えを持って取り組むかについてですが、この地域防災計画の改訂も東日本大震災で得られた教訓を今後に生かし、災害対策基本法の大幅な改正を踏まえ、作成しております。今後の取り組みと

しては、国や北海道との防災計画の整合性を遅滞なく進め、地域の実情を把握することがより実効性を高めることができるものと考え、多くの方からのご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

近年多種多様な災害等が発生する中、地域防災計画に基づき対応できるよう今後も訓練や防災に対する啓発活動を行い、住民並びに地域の安全、安心のまちづくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 通告いたしました9点について答弁、考え方をいただきましたので、以下質疑を交わし、この壮瞥町地域防災計画が今後の災害発生時に生かされることを願って質問を続けます。

1点目について、壮瞥町地域防災計画は、答弁にありましたが、防災の基本でありますみずからの身の安全はみずから守ることを基本にして、壮瞥町は防災関係機関の機能全てを挙げて住民の生命、身体、財産を災害から保護するために万全を期することを目的としていることは今さら申し上げるまでありません。この計画の策定後、2016年の7月号の広報そうべつで4ページにわたって解説しております。また、現在でも年数回でありますけれども、气象台からの防災メモとして掲載しておりますが、このような広報活動の効果、これをどのように評価しているか最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、議員が質問されております広報の効果でございますが、議員もおっしゃったように災害は忘れたころにやってくるというお話もありますけれども、やっぱり常に情報を提供していくことが住民の皆さんの意識を高めていくのではないかとというふうに思っておりますし、その頻度は年数回かもしれませんが、災害はいろんなタイプがあると思うのです。その中でも土砂災もあれば、气象台で出す警報関係も大雨の関係とかいろんなものを含めて今後も提供はしていきたいと。それで、住民の意識を高めていけるのではないかとというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） やはり平常時からのPRといえますか、広報活動大切だということとは、お互いに認識できるものと思います。

そこで次に、防災意識の高揚のために平常時からの備えが大切であるということをおっしゃっておりますし、広報でもそのようなことが書かれております。そこで、平常時から住民の皆さんにこれだけは備えていただきたいなということ、物があると思っておりますけれども、今行政として住民の皆さんに準備、備えていただきたいもの、最低必需品についてもしも考えているものがあれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

最低必需品という形でございますが、それは個々皆さん違うかというふうに思います。ただ、当然自宅にいるのも大切ですし、逆に避難所に行かなければならないという場合もございます。仮に自宅にいる場合は結構でございますが、避難所に行くときに本当に何が必要なのかということ为例えば身の回りの貴重品とかそういうものとか、常によく防災セットではないですけれども、それを備えつけないと災害時に何を持って逃げるかという、例えば個々の家庭によって貴重品等は違うと思いますので、その辺を踏まえて住民の方々には仮に避難をする場合には何を持って逃げ出すかということ踏まえて考えていただければなというふうには思っております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） それぞれのケース・バイ・ケースで違うことは承知しておりますけれども、噴火災害のように一斉避難というときは、余り私は持ち物等については、準備しておくとして逃げるのでございますけれども、ことしの3月にありました風雪による長時間の停電、これに対応するためのこと、各家庭は現在石油ストーブといいますが、電気を利用して石油ストーブを運転しておりますけれども、先ほどの答弁の中に少なからずポータブルストーブの備えは進んでいるのではないかと答弁がありました。けれども、実際に3月の風雪時のときに自治会の高齢者のところを私は回りましたが、そのとき皆さんの口から出てきたのは、一番困ったのはやはり暖房がとまったことだと。電気がとまったことによって寒さだということでした。このことからしても、やはりポータブルストーブの備えというのは必要でないかなと。そこで、私はある高齢者宅に行きましてストーブのことを話したら、物置にあるからということで出しました。けれども、その物置にあったのは電気を通じなければつかないものでした。きょうは早く寝るからということでお話ししておりましたけれども、やはり私は最低でもこの北国の北海道であればポータブルストーブ、これは1万円前後しますけれども、町としても備えつけということを働きかけてもいいのではないかと思いますけれども、このことについてどのようにお考えになりますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 議員のご心配はもっともだというふうに思っております。ことしの3月も長時間にわたって、約10時間近くの停電になりました。最終的に復旧したのが遅い地域は夜中の12時近くでありましたけれども、数年前に登別のほうで鉄塔が倒壊した折に、長時間にわたって数日間停電があったと。そういったことから、町といたしましても平成25年に改定をいたしました有珠山の防災マップのほうに日ごろより町民の皆さんが備えていただきたいものを掲載をさせていただいておりますし、またポータブルストーブでありますとか懐中電灯、あるいはラジオ等もあれば、トランジスタラジオ等も備えておけば必需品の一つになるというふうに思っておりますし、先ほど申し上げたように水でありますとか食料品もある程度何日か分の備蓄をしている家庭が多いのではないかなと

いうふうに思っておりますので、今後も災害は夏だけではなくして冬期間もあるわけがありますので、そういったことも踏まえながら町民の皆さんにはぜひポータブルストーブ、懐中電灯、もし備えていただければラジオ等、これはFMの放送も災害のときに貴重な情報を得られる一つ的手段でありますので、そういったものを備えていただきたいというふうに思っております。これからも町民の皆さんの安心、安全のためにもそういった備えをしていただくことを呼びかけていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 最低限の備えが必要ということは私も理解いたしますので、やはり今後も広報等で働きかけていただきたいなと思います。

そこで、先ほどの答弁の中に広報以外でも防災講演会や避難訓練の実施に取り組んでいるとの答弁がありました。このような行事だとか取り組みに対して、町民の皆さんや職員の皆さんがどの程度参加していると認識しているか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

今実績等は、平成25年から29年まででございます。その中でいきますと、まず講演会についてですが、参加人数、これは職員と住民の関係は内訳はございませんが、平成25年10月24日に開催している講演会については参加人数90人、26年10月16日、100人、平成27年9月23日には150人、平成28年は講演会は実施してございません。そして、平成29年、これは有珠山噴火40周年の関係のイベントでございますが、このときに100名という形になってございます。

また、実働訓練の部分に関しましては、平成25年度、住民が10人、職員29人、関係機関、これは消防とか消防団、警察、自衛隊等ですけれども、それが20、合計59、平成26年度は住民55、職員34、関係機関23の計112名、平成27年度、住民86、職員30、関係機関26の142、平成28年は住民132、職員24、関係機関41、計197、平成29年度、これは1市3町で合同の訓練でございますが、そのうちの壮警町の分といたしましては住民113、職員25、関係機関17、計155となっております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） ただいま詳細に参加人数お知らせ願って、これから地域として、私たちが所属している地域としてもこの数字を参考にしながら、できるだけ多くの皆さんに参加してもらう方策を考えていくことは大切でないかなと、そのようなこと考えられませぬ。

そこで次に、2点目と3点目について質問いたします。28年3月に策定した地域防災計画の中で特記してよいことは、災害対策基本法が平成25年6月に改正になり、26年4月から施行されたことを背景にして、先ほど答弁のありました避難行動要支援者名簿の作成、これが市町村長に義務づけされたこと、これが大きな特色でないかなと思います。そこで、

先ほどの答弁いただいたのを聞きますと、壮警町においても作成していますよ、そして年1回から2回更新しているとの答弁がありましたけれども、この町内の避難行動要支援者名簿に登載されている人数はどの程度いらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 避難者名簿、要支援者につきましては、町長の答弁にもございますように総務課のほうで住民福祉課より資料をもらい、作成してございます。その中でいきますと、平成30年度の今押さえている名簿としては、壮警町内の要支援者の方々の人数としては77名ございます。平成29年度の部分、1年前のときにおきましては94名という形で把握してございます。それぞれ滝之町、それと壮警温泉昭和新山、久保内、幸内弁景、仲洞爺東湖畔、立香、計6地区に分けてそれぞれの部分では把握しているという状況でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） これで要支援者が町内何名いるかということを理解できましたけれども、この避難行動要支援者名簿、登載の範囲といいますか、例えばいろんな関係のものを調べてみますと、要介護3以上の認定を受けている者、または重度の障害者ということが表記されておりますけれども、壮警町は今言われました77名だとか94名という数は、このような要介護3以上だとか重度の障害者に限定して作成しているのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

今現在総務課のほうで作成している部分に関しましては、種別として介護の部分と、あと身障の部分と知的の部分と精神の部分という形で、その中で等級をそれぞれ定めて名簿に登載しているという状況でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 介護だとか身障者の皆さんだとか知的、精神的な面だとかとありましたけれども、およそこの割合といいますか、人数はどのような形になっているか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） その割合でございますが、詳細のその77名の内訳という形ではちょっと押さえていないのが実情です。ただ、どの部分で多いのかと申しますと、身障の部分が多いのかなと。それは、心臓機能障害とか肢体不自由とか下肢の部分とか、そういう部分の身障の部分の方が名簿を見ますと割合的には多いのかなと。介護以上にその部分が多分多数を占めているというふうに認識してございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今までの質疑を通して壮警町の支援を必要とする方の概要がわかりましたので、次に4点目に移りたいと思います。

避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿について伺います。防災計画の第4章、災害予防計画の中で避難支援関係者を定めておりますが、その中に民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会が列記されております。これらの団体にその地域内の要支援者の名簿と申しますか、そういう提供が私は必要でないかなと考えております。何も行政が作成した原本をそのままコピーしてその関係団体に渡すのではなくて、最小限度あなたの自治会では誰々さんが今町で要支援者として考えていますよと、そういうものの提供が私は必要でないかなと、そのように考えますし、これは災害が起きたから知らせるのでなくて、平常時からそういうことを知ることによって地域でその人たちを見守ることもできるのでないかなと、そういうことを考えられますので、要支援者名簿、これを自治会等に知らせることはいかがなものか、どう考えるかについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃることも当然もちろんなことなのかなというふうに認識してございます。今現状としては、確かにお知らせというか、自治会等にもお知らせしてございませぬが、名簿の出し方について今後関係機関とも協議しながら進めてまいりたいと思いますし、可能な限り、個人情報の部分もございませぬので、どこまでが範疇として許されるのかということも踏まえて、いつも同じような答弁になるのかもしれませんが、そういうふうには考えてございませぬ。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） ぜひ検討していただきたいと思います。

ここに避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針というのが平成25年8月に内閣府から出ております。その2番目に、次のようなことが書かれております。避難行動要支援者本人からの同意が必要なのですけれども、同意を得て平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報を提供することということがこの内閣府が平成25年8月に発表しているのです。そういう指針を示しております。そこで、やはり今個人情報、個人情報ということでいろいろと厳しい時代ですので、何もこの方が何の障害によって支援者の名簿に登載されているかということまで私たちは必要ないのです。この方が町としては認めています、認定していますよということだけで十分だと思うのです。そのことによって、私は個人情報のクリアもできるのでないかなと考えますので、ぜひ検討して、災害が起きたときには行政と地域が一体になって取り組む姿勢が必要でないかなということを申し上げたいと思います。

そこで、先ほど答弁の中で民生委員や社会福祉協議会のなどの避難支援関係者の情報提供や協力要請を行っておりませぬがということで3月1日のことについて触れられておりました。このことについてちょっと触れたいのですけれども、3月1日午後6時前後だったと思いますけれども、役場職員から次のような内容の電話がありました。自治会内の独居高齢者の状況を確認してほしいなと、できれば確認してほしいなという依頼の電話があ

りました。風も吹いておりましたし、雨も降っておりましたけれども、私は明るいときにちょっと何軒か心配されるところに行っているいろいろと相談したのですけれども、町から自治会内の独居高齢者の状況確認依頼があったものですから行きました。そのときにも、今自治会等には届いておりませんが、対象者名簿があると生かされるのでないかなと、そんな気がしてなりません。

そこで、お聞きしたいのは、災害で私のところに、私家にいたのですけれども、放送は全然聞こえませんでした。ですから、電話で初めて知ったのですけれども、このような町の災害時に対する対応について、行政の対応について、3月1日に限定してお聞きしたいのですけれども、何か住民の皆さんから電話だとかそういうもので苦情と言うとおかしいのですけれども、どうなっているのだとかそういう問い合わせがあったかどうか。もしも問い合わせがあったら、その内容をお聞かせ願えればと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

3月1日の部分につきましては、防災無線多分聞こえなかったというお話なのですが、防災無線で停電、節水、避難所の開設の放送をさせていただきます。また、ワイラジを使って、朝には学校の休校と、大雪でしたので、不要不急の外出を控えてもらうようワイラジのほうに連絡をさせていただきますし、昼には3月2日、次の日も学校が休校ということがわかりましたので、その辺の情報提供をさせてもらっているというふうに思っております。

済みません、私も災害本部にいましたけれども、今議員のところにお電話をして、職員の方からいったというのはちょっと存じ上げませんでしたので、その辺ほかの自治会にもそのようにしているのかというお話であれば、今回の部分は先ほどのお話と同様に福祉協議会とか民生委員、自治会のほうにはお伝えはしていないという形で認識してございました。その辺大変申しわけないというふうに、個人的にお話ししたのかどうかというのもあります、その辺は大変申しわけないというふうに思っておりますし、ですから答弁にもありましたように蟠溪と建部の団地のほう、独居老人のほうを職員の方で全部安否確認等回っておりますし、そういう形の中でやはりいつになったら電気が通じるのだという苦情のお話はいただきました。うちも北電さんといろいろと常に連絡をやりとりするのですが、北電さんも大風の中なかなか現場の特定ができず、その復旧作業が遅々として進まなかったというのもありまして、その辺の部分での苦情はやはり冬期間でありましたので、停電の関係が苦情があったかなと。あとは大雪だったので、除雪関係等もありましたが、吹雪の中に行って、渋滞で北湯沢で100台程度車が立ち往生して、消防が、警察が出て大変な騒ぎになってございましたので、そういう形の部分も踏まえて苦情があったかなというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 3月1日の大雪、暴風雪のときには長時間にわたって、先ほど申

し上げたように 10 時間近く停電になったわけでありましてけれども、佐藤議員の自治会のほうにも、私も聞いております。佐藤議員に自治会を回ってこないかという願いをしたというお話は伺っております。回っていただいたというふうに聞いておりますので、本当にご迷惑をおかけし、また感謝を申し上げたいというふうに思っております。

また、支援を必要とする方の名簿等については、やはり一番大事なのはプライバシーを守ることが大事でございますので、名簿を出すときには最低限、本当にここだけは必要なところというところに限定をさせていただいて、そしてなおかつ本来は個人情報でございますので、個人の承諾いただくことが大事ですけれども、そういったこともできる限り取り入れながら、今後支援を必要とする方々の名簿の提出については慎重に取り組みさせていただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりました。

そこで、こういう情報の公開ということはプライバシーにかかわることですので、できるだけ慎重にしなければならぬと思っておりますけれども、先ほど言いました内閣府の指針によりますと、3 番目に現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合、本人の同意の有無にかかわらず提供できるということも書かれています。そういう面で運用については慎重に慎重を期しながら、地域と行政が手を携えて取り組めるようなシステムを今後構築といいますか、つくっていただきたいという希望を申し上げて、この点については終わりたいと思います。

次に、5 点目の自主防災組織の結成についてでありますけれども、先ほどの答弁では町内で 1 自治会のみ結成だということがありました。そこで、先ほども言いましたが、2016 年 7 月の広報そうべつでこの計画、防災計画ができましたよということについては 4 ページにわたって詳細に説明してありました。そのうちの 1 ページを割いて、自主防災組織をつくりましょうという広報が載っております。そこで、私はこの広報を見て感じたのは、壮瞥町の各自治会の構成世帯規模からして、どこかの大きな自治会で結成しているような形の事例を取り上げて参考資料にしてくださいという形で出しているのです。私は、壮瞥町の実態をきちっと踏まえた上で資料の提供が欲しかったなど、そんなことが気になりました。そこで、私はこの質問に先立ちまして、管内の各市町の全部ではありませんけれども、防災計画を読ませていただきました。そうしますと、どの市町も北海道の指導によってその中に必須のごとく地域住民による自主防災組織の設置及び育成を掲げております。そこで、お聞きしたいのは、胆振管内の 11 市町がありますけれども、自主防災組織の結成状況をもっと把握していればその状況について説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

大変申しわけございませんが、ほかの管内の実情、自主防災組織の組織状況、その辺は今現状としては把握してございません。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。

そこで、本当はこういうことを聞きますということで通知すればよかったのかもしれませんが、私も調べてみたのです。そうしますと、北海道の市町村別自主防災組織活動カバー率調査というのが平成28年と29年にあったようです。そこで29年の4月1日現在での表が載っておりました。それを見ますと、胆振管内での最高の自主防災組織の結成しているのは苫小牧市で89.3%、次に白老町が73.1%、登別市が66.7%、むかわ町が61.9%、豊浦町が22.6%、そして室蘭市が50.4だとか伊達市が38.3だとか、そのようにだんだん、だんだん下がっていくのですけれども、壮瞥町は最低の5.3%なのです。そういうことから考えても、これからせつかく計画の中に自主防災組織の結成と育成という項目を掲げているのであれば、当然自治会も真剣になって考えなければなりませんけれども、町もやはり育成というのはただ言葉だけでなく、こんな形で結成したらいいのでないでしょうかというアドバイスの、一片の大きなまちの組織例を挙げるのではなくて、壮瞥町に合ったようなものを提示していくことが必要と思うのですけれども、このことについてのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

私も自主防災組織の関係で、たしか広報にもその内閣府の手引とかでございまして、その中でいいますと消防庁で自主防災組織の手引という形で、ここにあるのですが、かなり厚い簿冊になってございます。その中でいきますと、その中を見ますと、QアンドAとかいろいろと見ると高齢化率がどのまちも非常な問題となっているのではないかと。その中で進まないというお話もあるということも踏まえて、町内会単位で本当にすべきかどうかというのがどうなのだろうというふうにも書いてございました。例えば学校区単位ですとか、ある程度の自治会が何自治会か一緒になってやるような形もいろいろと読ませていただいて、私どももやっぱりそういうことを認識しながらやっていかなければいけないのかなと。1自治会でやろうと思うとやはりなかなか難しいという形も踏まえて、今議員もおっしゃられたとおり、あり方としてはそういうことも踏まえて町としても考えなければならぬのかなと。それと、この自主防災組織の手引の中にも人材育成という、そういう防災の関係での人材育成とかという形もありましたので、それらを参考にして進めていければよろしいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 質問を続けたいと思います。

先ほどの答弁の中に、自治会単位よりも地区といいますか、そういうほうがいいのではないかという考えも示されております。私も同感なのです。といいますのは、教育委員会がスポーツ振興のために取り組んでいる事業、もう 20 年以上続いていると思いますけれども、町内を多分7つの地区だと思えますけれども、分けております。それに右倣えとは言いませんけれども、やはりある一定の戸数がなければ取り組むことが不可能に近いのではないかなど。ですから、自治会単位でなくてそういう地区、地区を組んで、その中で取り組むことが私は必要でないかな、そういうことを考えていること、ですから先ほどの答弁と私の考えは大体一致するのですけれども、このように先ほど胆振管内の状況でいつ噴火するか、噴火災害が襲ってくる西胆振の1市3町の自主防災組織の組織率は、伊達が一番多くて38%程度で、最低が5.3%の壮瞥です。そのほか洞爺湖町にしても34%だとか豊浦町が22.6%、そういう低い状況ですので、町も私たち住民もこの結成に向けて真剣に取り組むことが必要でないかということをお願いしたいと思います。

そこで、こんなことがありました。例えばこの防災計画ができた後、私の自治会で担当者に来ていただいて、小地域ネットワーク事業の一環でしたけれども、防災計画について話をさせていただきました。そのときにハイゼックスによる、ハイゼックスと言ってもご承知ない方多いかもしれませんが、非常食、ビニールの袋に米を入れて、熱湯で昼食をつくるという簡易な非常食のつくり方ですけれども、それをつくって食べた。そのときに町の担当者、初めてだということです。おいしいし、こんなの食べたの初めてだということで、知識としては承知していても実体験がないということです。そういう面で、町の担当者ばかりでなくて、町職員の皆さんもこの地域防災計画により一層の関心を持っていただいて、ことしじゅうに50%以上に立ち上げませんか、目標にして。そういうことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

組織率についてのお話でございますが、目標として確かに少しでも多く、高い目標を持ってということは大変望ましいかなと。ただ、今ここでやりませんかと言われて、やりませうという形の答弁は、申しわけないですけれども、今はっきりと申し上げるのは難しいのかなと思えますが、そういう意識を持って今後取り組みたいですし、職員の部分についてもここ最近の防災訓練で町で備蓄している食料品ですか、防災食のそれを試食してと、おいしいか、おいしくないかというお話もそうですけれども、これが避難したときに皆さんが食べて本当に満足できるのかどうかということも最近職員の中でも話もしてございますし、そういうことも意識も含めて今後内部では協議してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。

そこで、6点目のことについては、先ほど答弁にありましたように情報館の2階が災害時にこの役場を移転するというを目的にして設置されておりますので、そういうスペースになっておりますので、1度くらいは訓練も必要でないかなと。ことしだとか来年でなくてもいいのですけれども、そういうことも住民とかかわりなく実施できることだと思いますので、ぜひそういう災害時を想定して、机上だけでなく実際に実施してみるという取り組みも私は必要でないかと思っておりますので、この点についてはそれ以上言及したくありません。

そこで、7点目の避難訓練の土曜、または日曜日実施について伺います。私は、町で実施する避難訓練はできるだけ参加するよう心がけて、参加させていただいております。例えば総合訓練といいますか、たしかこれは平成22年でなかったかなと記憶しているのですけれども、22年の有珠山噴火1市3町合同の訓練が壮瞥温泉で行われたときだとか、昨年の29年度の1市3町の訓練にも参加させていただきました。そこで、今までのそういう実施状況を見ますと、平日に行われているのです。これにはいろんな理由があるとは思いますが、私はやはり土曜だとか日曜日に1回くらいは実施しておくことが必要でないかな、そんな気がしてなりません。

私は、4年くらい前でしたけれども、洞爺湖町の避難訓練の状況を見ながら参加させていただきました。このときの避難訓練は、津波を想定して、虻田地区の皆さんが温泉の文化センターに避難したのです。そのときの様子を思い出しているのですけれども、町職員、これは虻田の場合は全部そろいの作業着ですか、そういうのを着たり、または町議会議員も一緒になって避難された方の対応をしていることが今でも印象に残っております。いつ起こるかわからないという災害に対して、日ごろからの訓練が必要でないかな。ですから、先ほどの答弁の中に災害弱者となる子供たちに噴火の恐ろしさを理解してもらうために小学校の登校日、だから平日に行っていますよというのが理由の一つに挙げておりましたけれども、振り返ってみますと1977年の8月7日は日曜日でした。また、これは日曜日であり、夏休み期間中です。それから、2000年の3月31日の噴火は春休み中でした。噴火というのは、曜日を選んでくれないのです。いつ起こるかわからない。ですから、平日でも対応できるような私は避難訓練が必要でないかな、そういうことを考えているのですけれども、土曜日だとか日曜日にしますと親子で避難する大切さだとか必要性、これも理解できるでしょうし、また職員は休日ですので、多分自宅にいらっしやると思いますが、非常招集で職員が登庁して、体制確立までに時間がどのくらいかかるかだとか、そういう検証も私は必要でないかなと。そういうことをいろいろ考えると、私は平日に1回くらいは実施していただきたいな。そして、そのとき、先ほどの答弁に警察や自衛隊と連携をとって、顔の見えるというような言葉使っておりましたけれども、私は自力で、いざ本当に災害が起きたとき自分たちの町でどういう対応ができるかということを検証することも必要でないかなと、そんなことを考えておりますけれども、土曜だとか日曜にできな

いにはいろいろな理由あると思いますけれども、このようなことに取り組む、ことしとは言いませんけれども、取り組むような考えはいかがでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ただいま佐藤議員の避難訓練の実施曜日についてのご質問でございますけれども、平成 25 年からこの有珠山の避難訓練、噴火災害を想定しての避難訓練を実施をしてまいりました。これは、職員の初動態勢をいかにスムーズに進めていただくか、これを基本としてまずは避難訓練を実施しておりました。2000 年の噴火後、退職された職員さんも多くなって、新しい職員さんが噴火災害の対応したことのない職員さんもいらっしゃいますので、そういったことを基本として 2 日間実施をしております。1 日目は、職員対象の図上訓練ということを実施をしておりますし、また住民の皆さんに参加をしていただいて避難訓練を実施をしておりますけれども、これもやはり特に職員が図上で訓練したことをいかに現実として対応できるかどうか、これも訓練の一つとして実施をしております。議員ご指摘のように、町民の皆さんも多く参加していただきたいのはやまやまでございます。災害というのは、有珠山の噴火災害だけではなくして、各地域に土砂災害の危険区域も北海道のほうでは指定をしておりますので、そういった危険箇所もございますし、大雨、暴風雪等の避難等もその訓練の内容として含めておりますけれども、そのことをぜひご理解をいただきたい。そして、今後は、やはり災害はいつ起こるかわかりません。ですから、議員おっしゃるように休日、土曜、日曜に訓練ができるかどうかについてこれから検討させていただきたいというように思っております。そのことによって、先ほどご答弁したように今まで訓練に参加できなかった方も参加できるのではないかなというふうに思いますけれども、それともう一点、関係機関の皆さんが平日勤務でございますので、自衛隊の方々以外は振興局にしても、气象台にしても、警察にしても休日出勤をしていただかなければならないわけでありますので、そういったことも関係機関と協議をして、できるかどうか検討したいというふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりますけれども、やはり災害というのはいつ起きるかわからない。事前に警察だとか自衛隊と相談して、いとまがないときもあると思うのです。そういう面で、町として自前で突発的に起きたときどう対処するかということも私は検証しておくことが必要でないかなと、そんな気がしてなりません。

そこで、私は今までずっと避難訓練に参加してきたので、感想を申し上げたいと思います。住民の避難訓練の参加者が固定化しているのではないかな。そのため参加人数がいつも少ないということ、そういう面があります。そこで、私は今まで町がとってきた方法を振り返ってみますと、何月何日に避難訓練がありますよということで広報だとか回覧で回しておりますけれども、参加希望の方は係まで報告してくださいというような申告的な取り扱いです。そうではなくて、私は例えば避難者の区域を自治会単位で決めたのであれば、

事前に自治会等と協議を持って、こういうのをやるので、できるだけ多くの地域の皆さんが参加できるようにというような協力体制といいますか、そういう確立が私は必要でないかな、そんなことを考えますけれども、どのようにお考えになるか伺います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるとおり、広報で申告という制度の中でいきますと、今おっしゃったような方法も一つの方法でありますし、それが多くの方を参集できる形となるのではないかなというふうに考えます。今後の防災訓練に際しては、今言ったご意見を参考とさせていただいて、取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） ぜひより実効性のある避難訓練を考えていただきたいなということ要望します。

そこで、例えば昨年の10月3日に行われた避難訓練の様子を私も参加して時系列的にメモしたのがありますので、それを読み上げたいと思います。10時31分に避難者が乗ったバスが指定避難所に到着いたしました。ロビーで受け付け、氏名の記入等を行いました。和室には避難所開設時のプライバシー保護のための段ボールの囲いが置いてありましたが、それについて職員から説明があったかどうか、私が行ったときは説明者はおりませんでした。そういう状況、そして流れで体育館のほうに行きました。そうしますと、体育館に行って集合していても、その担当者から一切指示がないのです。10時40分に高校生が参加しておりました。これは学校行事として参加したと思いますけれども、そこで学校教員が司会して、校長が避難訓練の意義について話しました。そのときも町職員はその会場にいませんでした。いたのは1名です。これは、地域協力隊員1名がその会場におりました。そして、その校長の話が終わると、高校生は車に乗るために会場から出ました。この間町職員から避難者に対して一切指示がないのです。10時52分に、参加者の皆さん、バスに乗ってくださいという指示がありました。そして、57分にバスが避難所を出発しました。発車して間もなく、そこに添乗していた職員が電話をしておりました。それはどんな内容かという、今避難所を出たからということです。多分役場に連絡したと思うのですけれども、そういう状況。そして、11時7分に役場の玄関前に着いたのです。そこで私たちは車の中で待たされました。というのは、多分職員が役場に電話したのは、今出たから、その車に乗って豊浦に行く方は待ちなさいという指示でなかったかと思うのですけれども、2分もバスが来てから職員乗らないのです。私は、もっと機敏性があってもいいのではないかという感じを受けました。そして、11時9分にバスが出発して、11時39分に豊浦に着きました。そして、自衛隊のつくったカレーを赤十字奉仕団の皆さんが盛りつけしていただいたのをドームの中で食べて、外に出てみると外に今まであった、到着したときあった地震体験車は既に撤去されてないのです。町の広報を見ると、地震体験車があるので、体験できますということも書いてありました。そして、12時33分にバスに乗車して、

34分に出発しました。そのように、何か先ほど図上訓練だとかという言葉使っておりますけれども、本当に避難した人たちに対する指示がゼロとは言いませんけれども、ないということです。それではこれから参加してみようというような方が少なくなるのは当然でないかなという気がしてなりませんけれども、そういう運営についてどのような方法が望ましいかもしも考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられているのは、1市3町の防災訓練の部分であったというふうに認識してございます。その部分につきましては、1市3町の首長以下関係機関が災対本部として合同でのシナリオとか、シミュレーションがあったものですから、その辺に対しては地区それぞれの住民に対しての対応についてちょっと不備な点とか、その辺があったのかなと。ただ、目的としましては、1市3町の合同訓練でございましたので、その辺が災対本部と地域との避難所との連携がどのようにとれるかとか、どういう形でとれるかとか、そういうことをある程度想定して訓練もしていたところもございますので、その点については私どもも認識的に至らなかったという形は思っております。ただ、各市町がやる防災訓練につきましては、そのようなことは決してないような形で今後とも進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） やはり防災訓練は、本当にやって実のあるといたしますか、実のあるものにしなければならぬと思いますので、今後の防災訓練のあり方についていろんな反省点を踏まえながら実施していただきたいなということです。

そこで、8点目に移りますけれども、組織改編に伴った訂正、これは何か次回の改正のときにしますというようなことを先ほど答弁にあったようですけども、これはきちっとおくれることなくやっていただきたいなということです。そこで、答弁の中にありました5月30日から改正になった大雨警報の発令基準の変更内容、これについて、ちょっと専門的な用語かもしれませんが、土壌雨量指数が導入されたようなことも書いてあるのですけれども、簡単に言うと今回の改正で大雨警報の発令基準がどのように変わったのか、簡単でいいのですけれども、承知していれば説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） 気象台のほうで大雨警報についての部分でございますが、改正内容としまして大雨警報の土壌雨量指数の基準、今言われたようにという形のもの、その基準の関係が一番なのかなというふうに思っております。土壌雨量指数につきましては、通常雨が降ったときに地中にたまる量がその土砂によって、その地形によって違っていくと。水が抜けないと、逆に晴れたとしても時間的に短い時間で次にもう一度雨が降ると、それが土砂災害になったりとか、そういう形のものでございます。ですから、土壌雨量指数というのは、あくまでも土が水を含んだ飽和状態の部分がいつまで続くかとか、

そういうものを基準として警報を出させていただいているというふうな改正になってございます。ちょっと専門的で申しわけございませんが、そういう形の内容というふうに通知が来ているということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 最後の質問にしたいと思います。今説明のあった雨量のこの件についても、私たち一人一人が理解していかなければならないと思いますし、専門用語ですので、専門的な面もあって理解難しいかもしれませんが、私も今後いろいろと勉強させていただきたいなと思います。

そこで、最後の質問ですけれども、壮瞥町の災害発生の状況を振り返るとき、従来は有珠山の火山活動のみを考えていた嫌いもないわけではないと思いますけれども、100年の間に1910年の四十三山噴火以来4回の噴火を住民の皆さんは、英知と努力で乗り切ってきました。そして、今後起こるであろう異常気象による災害、これもやはり一人一人の町民が英知を出し合って乗り切っていくことが必要なことは申すまでもありませんけれども、壮瞥町の状況を見ると年々減少する人口、そして高齢化です。例えば私の自治会を例に挙げると、独居高齢者が10名だとか、また高齢世帯が21世帯だとか、30世帯以上、五十五、六世帯のうち半分以上がそういう状況なのです。そういう中で、いざ災害が起きたときに町民の皆さんの努力でそれを乗り切っていかなければならないのですけれども、町長はこれからのまちづくりで今策定しておりますこの地域防災計画を今後町政の中にどう生かしていくか、その考えを聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

自然災害にはいろいろな災害がございますけれども、いかなる災害に対しても町民の皆さんの命を守る、財産を守る、そしていかにこの被害を最小限に抑えるかということが我々の責務であろうというふうに思っております。また、それに対しましても町民の皆さんの協力なしではできないわけにありますので、自助でありますとか共助、公助、これらを組み合わせて今後のまちづくりにも対応していきたいと。そして、安心、安全のまちづくりに努めていきたい。そして、この災害の意識づけにつきましても、町民の皆さんに時に触れて災害状況、災害対応についてを広報等で町民の皆さんにお知らせをしていければなというふうに思っております。いかなるときにも町民の皆さんの命を守るということを最優先として、私はこれからも安心、安全のまちづくりに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 次に、5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 壮瞥町の未来をどのように考えているのか。

第5次行政改革実施計画の発表と町政執行方針を見て、多くの町民は壮瞥町の未来に不安を持ったと思います。壮瞥町が持続発展していく中で、行財政改革は避けて通れないものであるが、次の2点について考えを伺いたい。

1つ、これまでの行政改革を踏まえて、今回の行政改革実施計画を策定したと思うが、町が行う全ての事業の精査、検討が行われていないように感じるが、この点について伺いたい。

2つ目、壮瞥町を今後も自治体として維持していくために、計画に示された以上の経費削減の努力が必要と考えるが、今後の財政運営の考え方について伺いたい。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 5番、真鍋議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のご質問についてですが、本町ではこれまで4次にわたる行政改革により財政の健全化を図ってきましたが、人口減少や少子高齢化の進行、公共施設の老朽化、社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化などにより行政需要は増大する一方、町税や地方交付税などの主要な財源の確保については、先行きが不透明な状況にあります。そのため平成30年度から5カ年で取り組む第5次行政改革実施計画を策定する際には、課長職で組織する行革推進本部員会議において全ての事業を対象に意見交換を行い、第5次行政改革実施計画に反映しておりますし、行政評価委員会においては地方創生事業に関する事業の政策評価を実施しております。また、新年度の予算編成の際には厳しい財政状況を十分考慮し、財源確保に努めることはもちろんのこと、必要度や優先度、緊急度に応じた事業の精査、取捨選択を行っていますが、近年は収支バランスが確保できず、基金からの繰り入れにより予算を編成し、決算においても財政調整基金からの繰り入れが必要となり、残高が減少している状況であります。今後は、全ての事業について町が担うべき事業であるか、住民生活に欠かせない事業であるか、経費負担のあり方は適正であるかなどの視点で、より一層精査、検討を行っていきたいと考えております。

2点目のご質問についてですが、議員ご指摘のとおり、壮瞥町が今後も健全な財政運営を維持し、自立していくためには、第5次行政改革実施計画に示した以上の経費節減を継続的に行っていく必要があると認識しております。しかし、行政改革の推進により壮瞥町の活力がそがれてはならないとも考えており、第5次行政改革実施計画と並行して、第2期定住促進・公共施設有効活用計画を推進することにより、壮瞥町全体の活性化に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

また、今後の財政運営につきましては、国の財政状況や人口減少などによる町税や地方交付税などの減額、高齢化の進展による社会保障経費の増大、老朽化が進む公共施設の改修費や維持管理費の増大も見込まれ、財政シミュレーションにおいては、第5次行政改革実施計画を実施しても平成28年度末に19億6,200万円の基金残高が平成34年度末には約11億円まで減少する見込みとなっており、本町にとって大変厳しい財政運営が続くものと考えております。今後もできる限り行政サービスの低下を招くことのないよう配慮し、町民の皆さんが安心して豊かさを感じながら暮らせるよう歳入に見合った歳出構造への転換による収支の均衡を図るため、全ての事業及び公共施設について廃止、統合、縮小など抜本的な見直しを進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう

お願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 今回の第5次行政改革、議会のほうには議員全員協議会で1回の説明があっただけで町内に周知されたということで、これはもっと議会のほうでも議論して、理解を深めてからの発表をされたほうがよかったのではないかとはいいます。

あと、今回の第5次行政改革の中から漏れた事業が何点かあると思います。その上がってこなかった理由を説明願いたい。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 具体的に言うと、移送サービスだとか、それからお風呂のサービスだとかいろいろやっていると思うのですけれども、移送サービスなんか当初始まる時には、私はもっと慎重に料金等もいろいろと考えて設定したらいいのではないかと言ったことを覚えているのですけれども、今後どんどん、どんどん行財政改革をやっていく中で、そういう部分にも、利用料にも手をつけていかなければだめなときがくると思うのです。それがなぜ外れたかという、そこをお伺いします。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時51分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

漏れた事業ということでありましたけれども、町長の答弁にありました課長職での打ち合わせ、議論の中では予算書に出ている全事業について取り上げて、意見交換を行っておりまして、漏れた事業につきましては、漏れた事業といたしますか、出てこなかった事業に対しましては、その議論の中で振り分けをして落とすという解釈でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 今回ご提案させていただいている事務事業は、公共施設の老朽化した施設でありますとか、あるいは利用度の少ない施設、そして今までまだまだ検討していなかったものについて今回上げさせていただいているわけであります。真鍋議員がおっしゃる全ての事業をなぜ上げないのだというお話ですけれども、やはりこの本部会議で住

民の皆さんがどうしても必要なもの、これだけは廃止はできないし、削減もできない、そういうことで、配付してありますものを見ていただければご理解いただけると思うのですが、廃止する、あるいは縮減する、改正するものについては皆さん方にお示しをしておりますので、これを今回の5次の改革で取り組んでいくということでもありますので、その点ご理解をいただければというふうに思っております。

コミュニティータクシーをなぜ廃止の、あるいは改正、縮小にしないのかということでもありますけれども、これはやはりこれから町民の皆さん高齢化が進んでまいりますし、そして運転免許証も返上される方もいらっしゃるし、そういったことで町の中を自由に往来していただきたい。あるいは、病院へかかる場合にも町として応援していくということで移送サービスというものを実施をしているわけでもありますので、その点理解をしていただかなければこれからのまちづくり大変だなというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） 5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） どうも質問の仕方がよろしくないのかわからないのですが、いろいろな事業をやっているのだけれども、廃止するとかという話ではないのです、私は。移送サービスだとかゆーあいの家の入浴料だとかという、その入浴料の値上げだとか利用料の値上げということを行っているのです。事業そのものの廃止とかなんとかという問題ではないです。決してそう長くないうちにコミュニティータクシーなんかだとか、移送サービスだとか利用者の当事者になる年齢が間もなくきますので、なくなれば私も不便だなと思うときがくるので、それは事業は継続して行ってほしい。ただ、利用料金の値上げをしていかなければだめなときがくるだろうという、それはどうなのですかと質問したつもりなのですけれども。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） いろいろな事業をこれから推移を見ながら検討をしていくのが当然であります。ですから、今言われておりますコミュニティータクシー、あるいは高齢者の入浴のサービス等についても、いつかは改定あるいは見直しが必要になってくるときもあるかもしれません。しかしながら、続く限りサービスは私は続けていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） それでは、またちょっと違った角度からの質問です。30年度の予算書を見させていただきますと、堆肥センターのことなのですけれども、堆肥センターの予算書の中身を見せていただきますと、29年度の実績踏襲型という印象を受けました。それで、以前私も一般質問で言いましたけれども、こよなく町の持ち出しを減らす努力、それからあわよくば利益の出るような堆肥センター運営をしてくださいとお願いをしたつもりなのですけれども、それが数字的に全然見えていない。これだけの危機感を持って第5次の行財政改革をやって、これからもどんどん、どんどん一つの自治体として生き残っていくために進めていかなければいけないという思いの中で発表したものだと思うのですけれど

ども、何か抜けていないかなと思うのです。堆肥センター一年間で2,000万以上、売り上げ代金引いてもただけども、約2,000万円弱ぐらいになるのかな、実質的には。もっとも行政が運営している中でも利益を出せる部分というものがあるのが、残されているのが堆肥センターであって、もっとも努力をしてほしいなと思うのですけれども、これで利益が出せない状態でどんどん、どんどんいって、昔は町長は1,500万ぐらいが妥当な線かなと言っていたと思うのですけれども、それが平成45年だから27年後ぐらいになると町民の人口は1,600人になるだろうという推計も出ております。そういう中で、どんどん交付税も落ちてくるだろうし、それから町の自主財源も人口減少に伴って減ってくるだろうし、そしたら堆肥センターなんてそんなの運営していけるような状況でなくなると思います。町長は、農業は土づくりだということで堆肥センターに思いが強いだろうと思いますが、もっとも強い意思を持って営業改善をしていく必要があるのではないかと思います、どう思いますか、町長。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 真鍋議員のおっしゃることもわかります。堆肥センターにかかわって、2,000万近くの経費を投入してまでやる必要ないのではないかなというふうにお聞きをしますけれども、以前の真鍋議員のご質問の中にこの堆肥センターについては今後も続けてくれという要望があったというふうに記憶をしております。この議会の中でそのようなことがあったかなというふうに思っております。前回の堆肥センターのご質問の際には、売り上げが伸びなければやめてしまいな、そういったご発言もあったかなというふうに思っております。私は、平成26年からこの堆肥センターについて議会の皆様のご理解、そして町民の皆様の理解をいただきながら、改善をしてきたつもりでございます。老朽化してきた機械等の廃止、そしてなるべく経費をかけないような仕組みでの堆肥づくりにも努めてきたつもりでもございます。それは、真鍋議員いろんな形で見ていただいて、ご承知かなというふうに思っております。今後この堆肥センターをいつまで継続できるかは、今のところまだまだ未定でございますけれども、やはり財政状況が厳しくなればいろんなものを見直していく、これは当然なことであろうというふうに思っております。今回の平成30年度の予算も売り上げも伸ばさせていただいて、私が申し上げている経費1,500万前後になるように、歳入歳出差し引いてです、その方向で職員も、またリサイクルシステムの職員も頑張っていたいただいているというふうに認識をしております。

○議長（松本 勉君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

できればと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 先ほどの私の発言の中で、堆肥センターについて真鍋議員のほうから堆肥センターを続けてほしいというような私は記憶がございまして申し上げました。今後議事録を精査いたしまして、もし真鍋議員がそのような言葉を、ご意見、ご要望をしていなければ私のほうから先ほど申し上げた点については訂正をさせていただき、おわびを申し上げたいというふうに思います。今後議事録を精査させていただきます。

また、議員もご心配のとおり、今壮瞥町の財政というのは非常に厳しい状況にございます。今担当のほうからご説明あったとおりでございます。第4次の行革の折も、平成15年の折に基金が約29億9,000万ほどございました。その後この役場庁舎の建設、あるいは保育所の建設、暁線の整備等々で有利な財源を確保しながらにおいても基金を使わざるを得なくて、私が町長に就任させていただいたときには約21億の基金がございました。その後、私もあと残すところ任期1年切りました。10カ月でございます。その間、経費節減に向けて取り組んできたつもりでございます。その間、真鍋議員先ほどおっしゃったように、私が23年に引き継いだ以降約1億5,000万ほどの減額になっているかなというふうに思っております。基金の減少です。また、29年度においては、もう少し基金が減るだろうというふうな見通しでございます。今後の決算審査においてご確認をいただければというふうに思っております。また、基金の減少とともに、借金の返済も私が就任した当時、そしてこの8年間の間に約10億の借金を返済をしてきているということで、極力基金を減らさないための努力はしてきておりますし、また借金の返済にも努力をしてきているつもりでございますので、ご理解をいただければというふうに思っております。今後の5年間にしてもこの基金をできるだけ減らさないように、今後の後世の皆さん方に残していくよう努力をしていきたいというふうに思っておりますので、今回の第5次の推進に向けては、議員の皆さん、そして町民の皆さんのご理解賜りますようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 副町長。

○副町長（杉村治男君） 最後のご質問の中で、将来にわたっての財政規模が適正な額がどれくらいだというようなご質問であったかというふうに思っております。現状平成30年度の予算規模が一般会計で約30億ちょっと超えていますけれども、その規模できております。今後の将来にわたって人口規模が減っていった中で、適正な額というのがこれだけですというのがお示しできればいいのですが、それはない状況であります。それは、全国各地の市町村で、特に町村で人口の少ない規模のまち千差万別ありますが、地域経済の状況がそれぞればらばらで、多いところはうちの町の人口より少ない町でも40億とかというところもありますし、逆に20億台のところもありますし、ばらばらですので、そこは人口が何人になったから適正な規模は幾らだというのは、現状ではお示しすることはでき

ないということをご理解いただければというふうに思います。

ただ、今三十数億の予算規模でやっていますが、それが半分になるかという、そこはなかなか厳しいものがあるかなと。というのは、壮瞥町の町見たときに住んでいる集落といますか、それが点在している状況の中で、道路の維持経費ですとかいろいろお金がかかるということも想定すると、今の規模から人口半分になったから半分の規模でというのはなかなか難しいかなということだけは考えられるかなということであります。経費の節減は、いつの時代でも取り組まなければならないというふうに思っていますから、そういった観点でこれからも経費節減に向けて、いろんな知恵を出しながら取り組んでいきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

○議長（松本 勉君） 5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 当然経費節減して、壮瞥町を維持していくという考えということを理解するのでございますけれども、基金に手をつけないで済むぐらいの緊縮財政をしていかないと、運営は続いていかないという理解でおります。それが本当に可能なのかどうかというのは、とても不安に思います。北海道の町村の中でも人口規模が1,600程度の町村で大体一般会計の財政規模でいくと、それぞれ差はあるのです、副町長が答弁の中で言ったとおり。でも、30億は切つていかないと壮瞥町運営していくのは難しいのかなと、続けていくのはというふうに考えております。1,000人程度人口が減るということは、以前の勉強会の中で交付税も1人当たり平均すると20万程度かなという説明を受けておりますので、結構な金額になります。そういう中でもやっぱり相当な覚悟を持って、すぐ今からでも対処して、経費の節減に向けて対応していかないと、もう手おくれになるということをお覚していただきたい。そういうことを言って終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 真鍋議員のご指摘のとおり、どこのご家庭でも貯金というのは大事でございます。町もそうだというふうに思います。なおかつなるだけ起債をしない、そういったことで行政を進めていかなければならぬかなというふうには思っておりますけれども、しかしながら将来に向けてもどうしてもやっていかなければならないこともございます。それは、やはり続けていかなければならない。それを続けていくためにも節約するものは節約し、また公共施設、先ほどから申し上げているような第5次の行政改革実施計画の中身についてもこれはしっかりと進めさせていただかなければ、真鍋議員のおっしゃるように将来に向けての壮瞥町の明るい未来はなくなるということは私も実感をしてございますので、肝に銘じてこの改革に取り組み、将来に向けても町民の皆さんが明るく活力を持って、この町でいつまでも住んでいけるように努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第35号ないし議案第37号、報告第1号ないし報告第3号及び

諮問第 1 号

○議長（松本 勉君） 日程第 7、議案第 35 号ないし議案第 37 号、報告第 1 号ないし報告第 3 号及び諮問第 1 号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） それでは、平成 30 年第 2 回定例会提案理由の説明を申し上げます。

定例会に提出いたします議件は、議案第 35 号から議案第 37 号までの 3 件、報告第 1 号から第 3 号までの 3 件、諮問 1 件の計 7 件であります。この提出議案のうち、人事案件についてご説明を申し上げます。

議案第 35 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

現委員の石川豊治郎氏の任期が平成 30 年 6 月 25 日となっております。その後任として、引き続き同氏を委員として選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

石川氏は、長年にわたり当町農業委員や農業団体の役員を務め、農地など地域事情にも詳しく、固定資産に対する知識も豊富なことから、当町固定資産評価審査委員会委員として適任であると存じますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明といたします。

なお、同氏の履歴書につきましては、別途配付しておりますので、後ほどご照覧いただきたいと思っております。

以上、提案説明といたします。

○議長（松本 勉君） 副町長。

○副町長（杉村治男君） 引き続き議案の説明をいたします。

議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮警町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 38 億 6,242 万円に歳入歳出それぞれ 45 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 6,287 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 30 年 5 月 29 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をいたします。7 ページです。衛生費、保健衛生費、温泉

管理費で 45 万 4,000 円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費のうち、蟠溪地区の温泉供給について計量法の規定に基づき 8 年ごとに交換をしているメーター器のうち、大口径の 1 台について毎月の検針業務の中で故障が判明したことにより、緊急対応するための経費計上となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 45 万 4,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

議案第 37 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）について。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 38 億 6,287 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 2,755 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 9,042 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更及び廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をいたします。15 ページとなります。総務費、総務管理費、防災諸費では財源区分の変更で、ふるさと応援基金に積み立てている平成 29 年度のふるさと応援寄附金の充当整理となります。

財産管理費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

戸籍住民基本台帳費では 10 万 2,000 円の追加となります。マイナンバーカードに関する地方公共団体情報システム機構へ支払う事務費委託料の計上となりますが、交付金の通知による整理となります。

民生費、児童福祉費、児童措置費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

16 ページです。農林水産業費、農業費、農業振興費で 37 万円の追加となります。一般農政事業では、民間事業者から気象観測システムに関する機器一式の無償提供の申し出があり、情報館屋上へ設置に対応するための電源工事とデータ通信の光回線工事に要する経費及び通信に要する経費計上となります。この機器設置により風向、風速、温度、湿度、日射、雨量などの計測が実施され、ウェブ上のリアルタイムで配信できることから、防災や農業関係者に利用、活用されることが期待できるものとなります。新規就農支援対策事業では、第 1 回定例会予算審査の際の指摘や農政部門からの事業継続への要請を受け、札幌方面への参加経費を計上するものであります。経営所得安定対策直接支払推進事業と環境保全型農業直接支援対策事業については、それぞれ事務費配分による予算計上となります。財源区分では、新規就農者及び就農後継者就農支援事業についてこれまで過疎債ソフト事業としておりましたが、このたび適合しないという判断をされたことによる減額と堆

肥センター運営事業についてふるさと応援寄附金の充当整理となります。

農地費で4万円の追加となります。多面的機能支払事業について事務的経費の配分による予算の整理となります。

商工費、商工業振興費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

観光費で70万円の追加となります。観光施設維持管理事業のうち、オロフレスキー場施設への漏電防止のための開閉器が老朽化による作動不良のため、電気保安協会から交換の指摘がなされていることに対応する経費計上となります。財源区分では、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

17ページ、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で220万円の追加となります。町道中島1号線道路改良事業の実施に当たり、下水管路の状況確認を実施するための経費計上となります。

河川費、河川総務費で100万円の追加となります。河川維持経費となりますが、幸内川に昨年度完成をした取水施設の上流の左岸部において法面崩落が確認されたことにより、川の閉塞の危険を回避するため法面上部での素掘り側溝等の水切り作業等に係る経費計上となります。

教育費、高等学校費、地域農業科実習費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で2,314万3,000円の追加となります。立香地区頭首工の災害復旧工事に係る全体工事費が1億508万6,000円で示され、うち平成29年度事業費が8,194万3,000円で決定され、全額を繰り越しておりましたが、全体工事費との差額をこのたび追加計上するものであります。財源区分では、国庫補助金が99.9%で、残り0.1%の8割を地元の組合負担としてございます。

次に、14ページの歳入になります。分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金で1万9,000円の追加となります。立香地区頭首工災害復旧に係る地元組合負担となります。

国庫支出費、国庫補助金、総務費補助金で10万2,000円の追加となります。マイナンバーカードに係る補助金となります。

災害復旧費補助金で2,311万9,000円の追加となります。

道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で31万円の追加となります。経営所得安定対策直接支払推進事業、環境保全型農業直接支援対策事業、多面的機能支払事業について、いずれも補助金割り当て通知に伴う整理となります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で39万9,000円の減額となり、ふるさと応援寄附金の充当による整理となります。

財政調整基金繰入金で2,353万2,000円の減額となり、一般財源の調整となります。

ふるさと応援基金繰入金で3,023万6,000円の追加となります。全額を各種事業に充当するものとなりますが、内訳は防災諸費に100万円、公共施設管理に300万円、保育子育て

て環境整備に 1,200 万円、堆肥センター運営に 300 万円、商工振興特産品開発に 100 万円、観光施設維持に 800 万円、昭和新山国際雪合戦に 25 万 4,000 円、地域農業科実習運営に 158 万 3,000 円、中学生フィンランド派遣に 39 万 9,000 円となっております。

町債、農林水産業債で 200 万円の減額、商工債で 30 万円の減額となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

11 ページの第 2 表、地方債補正では、変更で昭和新山国際雪合戦事業、限度額 720 万円を限度額 690 万円にするものであります。

また、廃止で新規就農者及び就農後継者就農支援事業、限度額 200 万円となります。

次に、報告第 1 号 平成 29 年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

総務費、総務管理費、北海道総合行政情報ネットワーク設備増設事業、翌年度繰越額 316 万 1,160 円、企画費、西いぶり広域連合負担金、電算関係ですが、翌年度繰越額 41 万 7,000 円、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、立香地区頭首工災害復旧事業、翌年度繰越額 8,194 万 3,000 円、以上 3 件につきましては年度内には事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で平成 30 年度に使用する歳出予算経費として繰り越しをしたものであります。

報告第 2 号 平成 29 年度壮警町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により次のとおり報告する。

総務費、企画費、阿波国バス停設置事業、翌年度繰越額 359 万 6,400 円、国道 453 号の改良工事に関連するため改良工事を優先し、工程調整を行ってきましたが、国道交通規制解除の関係から本工事について新たな交通規制が必要となり、許可に時間を要するため、年度内完成が見込めないためやむを得ない事情と判断し、事故繰り越しとするものであります。

土木費、道路橋梁費、町道パンケ川右岸線道路補修事業、翌年度繰越額 456 万円、河川内作業のため冬期間の渇水期を含めた工期としておりましたが、大雪と 3 月上旬の暴風雪により現場内の立ち入りが困難となり、また地形状況の確認ができないことから年度内完成が見込めないため、やむを得ない事情と判断し、事故繰り越しとするものであります。

20 ページです。土木費、道路橋梁費、山手 2 号橋補修事業、翌年度繰越額 1,836 万円、砂防指定地流路溝に係る橋梁補修のため非出水期の工期としておりましたが、3 月上旬の暴風雪により舗装掘削工ができず、工程がずれ込んだことにより年度内完成が見込めないため、やむを得ない事情と判断し、事故繰り越しとするものであります。

報告第 3 号 平成 29 年度壮警町集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により次のとおり報告する。

集落排水事業費、集落排水施設費、仲洞爺地区農業集落排水中継ポンプ設備事業、翌年

度繰越額 842 万 4,000 円、国立公園内及び保安林内の作業となりますが、関係機関の許可に時間を要し、また例年より低温が続いたことにより、現場の掘削作業で保安林内の樹木に影響が懸念されることから年度内完成が見込めないため、やむを得ない事情と判断し、事故繰り越しとするものであります。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住所は壮警町字久保内 95 番地、氏名は藤川尚子氏です。昭和 42 年 2 月 25 日生まれとなっております。

現委員である藤川氏の任期が平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、藤川氏の履歴書につきましては、別に添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6 月 15 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1 時 37 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成30年壮瞥町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年6月15日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第37号 平成30年度壮瞥町一般会計補正予算（第3号）
について
- 日程第 5 報告第 1号 平成29年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 平成29年度壮瞥町一般会計事故繰越し繰越計算
書の報告について
- 日程第 7 報告第 3号 平成29年度壮瞥町集落排水事業特別会計事故繰
越し繰越計算書の報告について
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ
とについて
- 日程第 9 議案第38号及び議案第39号について
- 日程第10 議員の派遣について
- 日程第11 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本		勉

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君	
副町	長	杉村	治	男	君	
教育	長	田鍋	敏	也	君	
会計管理者						
		小松	正	明	君	
税務会計課長						
総務課長（兼）		作田	宏	明	君	
総務課参事	上	名	正	樹	君	
住民福祉課長	庵				匡	君
住民福祉課参事		阿部	正	一	君	
経済建設課長		工藤	正	彦	君	
経済建設課						
		齊藤	英	俊	君	
参事（兼）						
生涯学習課長		齋藤	誠	士	君	
選管書記長（兼）		作田	宏	明	君	
農委事務局長（兼）		齊藤	英	俊	君	
監委事務局長（兼）		小林	一	也	君	

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林	一	也	君
---------	----	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
4番 森 太郎君 5番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎議案第35号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 理解を深めるために質問したいと思います。

この審査委員会制度の内容等については理解しておりますし、また条例によって委員の人数だとか任期、これについても理解しているのですが、壮瞥町ではこの条例に基づいて委員を委嘱しておりますけれども、この審議会に対して、委員会に対して町民、または納税者からの不服の申し立てが今まであったのかどうか。その委員会の現状について承知していれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、税務会計課長。

○税務会計課長（小松正明君） ご答弁申し上げます。

固定資産評価審査委員会というのは、ご承知のとおり、固定資産税課税台帳に登録された評価額に対して納税者からの不服がある場合、その申し出に対して不服の審査、決定をする機関ということでございますが、固定資産評価審査委員会というのは、審査を行ったというのはかれこれ十何年も、いつ行ったかというのは僕わかりませんが、10年以上は行った形跡がありません。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 36 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 37 号

○議長（松本 勉君） 日程第 4、議案第 37 号 平成 30 年度壮警町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。歳出、一般 2 ページ。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 一般 2 ページ、私は戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金についてお伺いしたいと思います。

これは、マイナンバーカードの発行に関する経費という、マイナンバーカード発行手数料ということだと思いますけれども、マイナンバーカードの実績と、それとこれまで発生しているであろう問題点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

マイナンバーカードの実績でございますが、4月末現在になります、当町では発行数は359枚でございます。大体住民の15%ぐらいということになります。

このマイナンバーカードについて問題ということでございますが、2つほど説明をいたしますと、先般新聞報道もされたのですが、実はマイナンバーカード申請はそれぞれご本人がされるのですが、受け取りに来られないケースが全国の自治体であって、当町においても4月末段階で5枚、5件の方がとりに来られておりません。国のほうからは、3カ月を過ぎれば廃棄をして結構ですよというふうに通知は来ていますが、その取り扱いについては統一的なところがなくて、各自治体でどうしようかということを考えているということでございます。ただ、当町においては、枚数が少ないということもございまして、そもそも必要性があって申請をされたというふうに理解をしておりますので、3カ月を過ぎてもとりに来られるまで当面は保管をしておこうというふうに考えております。実際この5人の方については、当町においては状況把握できてまして、申請はしたのだけれども、その後入院されたとか、あるいは学生の方で今の居住地のほうに移られたとかという方で、時期が来ればとりに来るというふうにおっしゃっているの、その辺当町においては問題ではないのですけれども、全国的には問題になっているということが1つ。

それから、もう一つ、根本的な問題ですが、マイナンバーカードの発行数が現段階で15%ということを決して高くはないというふうに考えます。これは、全国のレベルからするとまだ当町は高いほうなのですけれども、全国的に普及が進んでいないところが問題だと思います。町独自で普及をする方法として、コンビニで例えばマイナンバーカードを使って証明書を発行するだとか、そういうサービスを入れることはできなくはないのですけれども、それをやった場合に当町の規模でも1,000万単位の投資がかかります。費用対効果を考えると、当町としては今のところは見送っているということであったり、根本的な話をすれば、全国统一のカードですから、本来は全国的な動きとしてもうちょっとカードを使ったサービス、こういうサービスが受けれますというものがふえていけば、おのずとカード発行数はふえていくのだらうというふうに考えています。国においては、今マイナンバーカードを保険証にするだとか、保険証の機能をかぶせるだとか医療情報を載せるとか、あるいは民間の金融機関のクレジットカードだったり、そういうものと連携をすることを研究、検討はされているというふうに聞いています。ですから、もうしばらくは国の動きを注視して、その動きを見ながら本町のほうでも普及、マイナンバーの発行増を目指して取り組んでいきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかに2ページございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般3ページ。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 3ページの農業振興費について伺いたいと思います。

今回工事請負費で補正組んでおりまして、それは気象観測器具を設置して、そして農業や防災に活用を期待するというようなこと書いてありますけれども、説明がありましたけれども、リアルタイムに配信されるこの記録は、一般家庭でもこれは活用できるシステムかどうか。私機械に疎いものですから、その方式、これについて承知していれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁いたします。

今回予定しておりますこの気象データの配信システムですが、こちらのほうは一般的にインターネットに接続した環境で運用するものとなっております、一般家庭のパソコン、それからスマートフォンなどからもURLを打ち込めばリアルタイムの気象情報が見られるというシステムになっております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） そのページの3ページの一番下の観光費について、直接この補正の金額に絡むことでないのですけれども、関連として発言したいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（松本 勉君） どうぞ。

○1番（佐藤 恣君） 今議長のお許しをいただきましたので、この観光費について質問したいと思います。

平成30年第1回定例会の折に開催された予算審査特別委員会で平成30年度の観光費の予算を審議した中で、観光協会補助金で職員に係る人件費について多くの意見が出されたとは私は記憶しております。平成30年度の特設非営利活動法人そうべつ観光協会事業補助金が前年度比で230万1,000円増の1,677万6,000円が計上されており、大幅な増になった要因として、今まで職員2名の月額給与が低いので、給与体系の見直しを図るために人件費増として230万1,000円が増額になったという説明がありました。これについて各委員から多くの意見が出されたと思いますけれども、そのとき私の記憶では観光協会の総会がまだ開催されていないので、このことについては再度協議しますというような答弁でなかったかと思いますが、その後どのような形で協議が進められたか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 予算審査の際にさまざまご意見をいただいておりますので、その後観光協会の総会に向けて協議をさせていただきました。予算的には町の予算を計上させていただいているという状況の中で、観光協会としては人件費等についてある程度一定程度の削減に向けて対応していただけるということで聞いておりますので、その圧縮幅というのはまだ正確には聞いておりませんが、一定程度の削減には協力をするということで伺っております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番(佐藤 恣君) 観光協会の総会いつ開かれたか私は承知しておりませんが、やはりここで考えなければならないのは、予算審査特別委員会の中であれだけ各委員から意見が出て、そして観光協会と協議しますよという答弁があったと私は記憶して先ほど申し上げたのですけれども、協議した。そして、ある一定程度の協力はしたいということのようですけれども、私はその結果を何らかの形で質問される前に議会に対して報告すべきでないかなという気がするのです。そのことについてどのようにお考えになりますか。

○議長(松本 勉君) 答弁、副町長。

○副町長(杉村治男君) たしか総会が5月下旬ぐらいだったかなというふうに記憶していますが、正確にはちょっと覚えておりませんが、それに向けて協議をさせていただいたのは先ほど答弁したとおりであります。そういった過程の中で議会に報告はということで今ご質問いただいておりますが、詳しく内容まで正直把握し切れていませんので、圧縮幅等についてはこれから確認をした上で適当な時期にまた改めて報告をさせていただければというふうに思っております。

○議長(松本 勉君) ほかに3ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(松本 勉君) 次に、一般4ページ。

4番、森太郎君。

○4番(森 太郎君) 土木費の道路新設改良費についてですけれども、提案理由の説明の中で下水管路の状況確認ということでこの調査を行うということの説明があったのですけれども、支障物件等になるのであれば本来は作業当初になると思うのですが、この内容についてお伺いしたいと思います。

○議長(松本 勉君) 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長(工藤正彦君) ご答弁申し上げます。

支障物件ということではなくて、本路線整備するに当たりまして、全体的に路面が沈下していたり、波打っている箇所が多い道路でもあるのですが、道路の中心付近の地下に下水道の管が大体深さ2.5から3.5メートルぐらいのところ、平成6年当時だと思っておりますけれども、布設した管が入ってございまして、道路整備をする前にその管の状況を確認したいというのが今回の委託でございます。例えば道路整備後にその管についての不備が例えば見つかったときに、きれいに道路を整備した後に全部掘り返すようなことになるのを防ぐために事前に調査したいということで、事前にという話もございましたが、本来であればもう少し早く、補正で対応することでもないのかなというふうには認識はしているのですけれども、今回事業の精査をしていく中で道路もそういう状況であり、事前に調査をしたいということで、今回補正して上げさせてもらっているところでございます。

○議長(松本 勉君) 1番、佐藤恣君。

○1番(佐藤 恣君) この補正に関連して幾つか疑問を交わしたいと思うのですけれども、平成29年に当初予算で計上した道路新設改良工事費が全額とは言いませぬけれど

も、大幅に減額しました。これは、5月9日だったと思いますけれども、第3回の臨時会で減額しているのです。

そこで、お聞きしたいのは、この工事始める前にたしか財源の裏づけにより工事の進捗、進みぐあいは変わるとの説明があったと思いますけれども、29年度予定していた工事がほとんどされていないのではないかと思うのです、減額して。そして、今年度また1億幾らでしたか、予算計上してやるのですけれども、今年度この工事が完成した場合、予定していた何%くらい、何割くらいの工事が終わったことになるのか、これまず最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） 質問の内容は、30年度の工事が終わったときに全体の何%くらい終わるかということだったのかなと思うのですが、30年度の予算については、この路線1.2キロあるのですけれども、29年度まで終わっている用地補償以外の部分の事業費を計上してございます。国からの交付金が30年度は、申請していた分に対して4割程度で交付が今決まっております、ただ工事をするに当たって用地補償を先行してできるだけ行っていきたいというふうには考えておまして、その用地の取得状況によりまして工事の実績というのは変わってくると思いますので、そこによって工事自体の率については前後するかと思うのですが、今予定しているのは、3割程度の区間については工事はできるのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今用地交渉のお話ありましたけれども、29年度の当初予算では土地購入費として840万たしか計上していたと思うのです。そして、さきにかかれた臨時会で減額した金額、661万6,000円を減額しております。そうすると、用地購入費の3割程度しか使用していないのではないかと思うのですけれども、今後この用地交渉を進めるために、予算化していたけれども、購入ができなかった要因はどこにあったのでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） 用地交渉が進んでいない要因ということでございますが、29年度も要望していた交付金については3割程度の交付金でありました。昨年29年度も、今言ったとおり、できるだけ用地の取得をして、先行しながら工事を進めていこうという方針で進めておまして、29年度の予定工事区間については一応用地補償は全て終わってはいたのですけれども、それよりも先の部分で交渉を進めておりましたが、相手がありながらの交渉でございますので、時間を要しているというところがございますので、そういうところで全体として予算を見ながら、ついた交付金に基づいて事業を進めておりますので、予定どおりいかなかった部分はもちろんあるのですけれども、工期の中でやっているということでご理解いただければというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 河川総務費で河川維持経費、幸内川左岸の法面の崩落による工事

なのですけれども、既に崩れている法面、それからその上部のほうのところで工事をするということなのですけれども、これは全て河川敷の中でおさまるのか。あと、その崩れている法面は、上からの水が流れてくるのを抑えるだけで安定した状態を保てるのかというのをお聞きします。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

この場所の現状、状況につきまして説明させていただきたいと思いますが、農地、今は未耕作の農地でございますけれども、そこからの水によりましてその民地の法の部分と、あとその下の普通河川の敷地内の法面が崩落している箇所がございます。民地内の排水の処理につきましては、所有者の方にその水処理は、民地からの水の影響によって崩落が進んでいるというふうに思っております、民地の部分につきましては所有者に水処理をしていただいております。もう一カ所、河川に影響を及ぼす可能性の高いところで河川敷地に係る部分につきましては、町のほうで河川保護するための排水の処理をしたいというふうに思っております、現状今崩れているところにつきましては、現地を見る限りは上からの水処理をきちんとすれば、一定程度落ちつくのかなというふうには思っております。ただ、今後雨ですとか、状況によってはどういうふうになるかわからないので、対岸の道路から斜面を監視できるような形で支障木等は処理をしながら、今後監視をしていきたいというふうに考えております。法面自体には特に今は手をつける予定はございません。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 私も今同僚議員の質問した件について質問したいと思いますが、あの場所から下から先般通水式というのですか、ありまして、幸内地域の農業用水等が利用されているというふうに認識しておりますが、私もあそこ通ったときに春先非常に気になって写真を何枚か撮っておりましたが、その部分に向けて今説明もありましたとおりの工事をするということなのですが、あの状況を見ると最近なったのか、それともそういう傾向が以前からあったのかなという感じがするのですが、その工事に当たって川といいますか、そういう部分から取水する上において影響があるという判断がなされなかったのか。例えばあれを回避する方法で工事等も進めることは、可能だったのではないのかという感じがするのですが、今後安定的に農業用水を確保していく中でちょっと不安的な要素の一つかなと思っております。

それで、今の工事が法面においての工事はやらないということなのですが、やるとすれば今盛んに水を使う時期なものですから、そういう面では取水に影響があるのかなとちょっと懸念をしていますが、その点についての考えをもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

下流側に取水施設があるということはありません、町としても一番懸念しているのはそ

こに影響してしまう。上の畑はもう使っていないので、今後も何か使う予定がないという話は聞いておりました、上の畑を守るというよりは崩れた影響で下流側の取水施設に影響が出るのが一番怖いかなというふうには思っているところでございます。現場のほうも見て、斜面ももちろんなのですが、幸内川の河床といいますか、その崩れている前後も含めて確認はしたのですが、例えば木が倒れて自然のダムのような形になっているような場所もあるのです。最初そういう倒木している木を撤去することも考えたのですが、もし崩れたときには逆にその木によってダムの効果が発揮される場合もあるのかなと思ひまして、それはそのままに今しています。それでも下に影響する可能性もありますが、距離がある程度あるということと、崩れてもし土砂が到達したときには早急に取り組むことを今考えておりました、法面をとめるということ自体は、振興局の林務のほうですとか農地サイドにも見てもらって協議はさせてもらっていたのですが、今手をつけて、それによってまた悪影響が出るよりは、町の今の方針としては現状で監視をしながら、崩れたときにはもし影響が出れば、下の取水のほうに土砂が流れるようなことがあれば、それは早急に取り組むというような対応の仕方では見たいというふうに考えております。そのために、先ほどもお話ししたとおり、監視できるように支障になるような木は撤去したり、そういうこともこの中でしているという状況でございます。

○議長（松本 勉君） ほかに4ページございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入について、一般1ページ。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 1ページのふるさと応援基金繰入金について伺いたいと思います。

今回の補正予算の今までと違うのは、ふるさと応援基金を各項目に割り振ったということが大きな特色でないかなと思っているのですけれども、それをもとにして4点ばかり質問したいと思います。

1点目、ふるさと応援金として全国の皆さんから寄せられた寄附金といいますか、納税といいますか、そういうお金をふるさと応援基金として積み立てていることは、これは今までの補正予算等に提案されておりますので、承知しておりますけれども、平成29年度に寄せられた応援の口数といいますか、何名の方から、そして総額幾らのお金が壮瞥町に寄附されたかということが1点目。

2点目、ふるさと応援のこの寄附金、納税のときに何々に使ってくださいというたしか五、六項目あるのでないかと思ひますけれども、その中の何に使ってほしい寄附者の要望が多かったかということについて2点目。

3点目、この事業を進めるために寄附された方、応援された方に返礼があります。お礼としてそれぞれ品物を送っていると思うのですけれども、この返礼に要した金額ともう一つ、手数料ですか、これも払っていると思うのですけれども、その手数料はいかほどか、運営のための手数料。

それから、4点目は、今回歳入として繰り入れている3,023万6,000円を繰り入れた場合、基金残は幾ら残っているのか、この4点について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、29年度の口数というか、件数で押さえてございますけれども、件数が2,295件で、今回補正というか、歳入の部分で計上しております3,023万6,000円となっております。

それと、2点目の要望の多いという形ですが、项目的には一応8項目、どれに充当しますかという形を含めて8項目を出しているというふうに認識してございます。ただ、その中で一番多いのが自治体にお任せという項目に一番多く要望というか、これに充ててくださいというのが一番多いのが自治体にお任せる部分でございます。

あと、返礼品、手数料等ですが、ちょっと細かい数字的なものというの押さえてはいたないのですが、大体3,000万に対し1,000万ほど返礼品と手数料にかかるという形でございます。

4点目については、私のほうからではなくて参事のほうから答えさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 総務課参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

今総務課長のほうから3点目の返礼品に要した金額、手数料等答弁しましたけれども、基本的には3,000万寄附がありましたら、そうした手数料ですとか返礼品に2,000万ほど要します。ですので、1,000万ほどが純粋に残る金額ということになりますので、ご理解いただければと思います。

それと、繰入金については、寄附金あったものを全額ふるさと応援基金に入れまして、翌年度に全額それぞれ指定されたところに充当しますので、今時点ではゼロになるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに1ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、地方債補正について、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号 平成 30 年度壮警町一般会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎報告第 1 号

○議長（松本 勉君） 日程第 5、報告第 1 号 平成 29 年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号の報告を終結いたします。

◎報告第 2 号

○議長（松本 勉君） 日程第 6、報告第 2 号 平成 29 年度壮警町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 2 号の報告を終結いたします。

◎報告第 3 号

○議長（松本 勉君） 日程第 7、報告第 3 号 平成 29 年度壮警町集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 質問したいと思っておりますけれども、事故繰り越しの理由として許可に時間を要したという言葉が使われておりますけれども、今この許可申請の進捗状況、これはどのようになっているか伺いたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

この事業は、平成 29 年度の事業でして、29 年度中に申請はしていましたが、発注時期までに終わる予定だった許可が終わらなかったということで後ろに延びた経緯がありますが、その許可についてはもう全て終わって、工事も全て 4 月 30 日には終わっております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 3 号の報告を終結いたします。

◎諮問第 1 号

○議長（松本 勉君） 日程第 8、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第 1 号を採決いたします。

本案について適任とする意見を付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とする意見を付することに決定いたしました。

◎議案第 38 号及び議案第 39 号について

○議長（松本 勉君） 日程第 9、議案第 38 号及び議案第 39 号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） このたびの定例会に追加提案いたします議件は、議案第 38 号から議案第 39 号までの 2 件であります。

議案第 38 号 工事請負契約について。

平成 30 年 6 月 11 日指名競争入札に付した、仲洞爺団地 2 号棟建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

契約の目的、仲洞爺団地 2 号棟建築主体工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額 7,063 万 2,000 円。契約の相手方、有珠郡壮瞥町字滝之町 283 番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三。

この工事につきましては、仲洞爺公営住宅の老朽化に伴う建て替えて、昨年度に引き続き今年度1棟4戸を建設するものであります。このたびの指名競争入札に対しましては、業者は全部で5社となりますが、3社が町内業者、2社が町外業者となっております。

なお、この工事の工期につきましては、平成30年11月30日としてございます。

議案第39号 工事請負契約について。

平成30年6月11日指名競争入札に付した、道道洞爺公園洞爺線水道施設整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

契約の目的、道道洞爺公園洞爺線水道施設整備工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額5,032万8,000円。契約の相手方、道栄・壮建特定建設工事共同企業体、代表者、有珠郡壮警町字滝之町283番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三。構成員、有珠郡壮警町字滝之町423番地の26、壮建興業株式会社代表取締役、高橋美智彦。

この工事につきましては、道道洞爺公園洞爺線のトンネル部の区間について水道管本管を布設するためのものであります。こちら指名競争入札に付した業者につきましては、全部で5社となりますが、1社が町内の特定JV業者、4社が町外業者となっております。

なお、この工事の工期につきましては、道道の工事の工期との関係から平成30年11月12日を終わりの工期としてございます。

以上が追加提案いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第9のうち、議案第38号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） この入札価格は、予定価格の何%ぐらいになっておりますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

落札率は95.53%となっております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第 9 のうち、議案第 39 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、真鍋盛男君。

○5 番（真鍋盛男君） この工事はトンネル区間部分との説明でございますが、本当にトンネル内部だけの工事でしょうかという確認と、これもまた落札率をお伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回の発注した工事につきましては、トンネル内部の工事でございますが、トンネルから出た国道側につきましては昨年工事が終わっておりまして、トンネルから東湖畔側につきましては、さきに今年度で発注してございます。それにつなが合わせるので、トンネルよりは若干長くはなりますが、基本的にはトンネルの中の工事でございます。

それから、落札率につきましては 95.20% となっております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（松本 勉君） 日程第 10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第 11、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 10 時 51 分

○議長（松本 勉君） 議事を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（松本 勉君） 町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 議長のお許しをいただきまして、発言をさせていただきます。

昨日の一般質問の中で真鍋議員との質疑の中で、真鍋議員のほうから第 5 次の行政改革実施計画についてご質問がございました。その中で、堆肥センターの運営についても触れられておりましたので、私のほうから以前に真鍋議員から堆肥センターを今後も運営していただくように要望いただいたというような発言をしてございました。議事録を見させていただいて確認をしたところ、この件につきましては真鍋議員のご質問に対しての私のとり方の違い、解釈が間違っていたございました。真鍋議員のほうから堆肥センターの運営について今後も続けてほしいというような要望をいただいたという件について、この件につきましては訂正をさせていただき、そして真鍋議員にはおわびを申し上げたいというふうに思っております。申しわけございませんでした。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 30 年壮警町議会第 2 回定例会を閉会いたします。

（午前 10 時 53 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員